

# 衆議院文部科学委員会ニュース

【第211回国会】令和5年3月15日（水）、第3回の委員会が開かれました。

## 1 私立学校法の一部を改正する法律案（内閣提出第21号）

・永岡文部科学大臣、築文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者）中曽根康隆君（自民）、鰐淵洋子君（公明）、柚木道義君（立憲）、荒井優君（立憲）、森山浩行君（立憲）、早坂敦君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

### 中曽根康隆君（自民）

- （1） 修学支援新制度の機関要件の見直しについて
  - ア 機関要件を厳格化する目的
  - イ 学生への経済的支援という趣旨を鑑み、見直し後の状況に応じて再度機関要件を見直す可能性
- （2） 私立学校法の一部を改正する法律案について
  - ア 本法律案の提出の背景と趣旨
  - イ 私立学校関係者の理解が得られていることの確認
  - ウ 大臣所轄学校法人与知事所轄学校法人を区分する要件等
  - エ 知事所轄学校法人であっても大臣所轄学校法人与同等の扱いを受ける学校法人の要件等を明確にする必要性
  - オ 理事と評議員の兼職を禁止することにより、小規模の学校法人において適任者を確保することが困難になるのではないかとの意見に対する文部科学省の見解
  - カ 学校法人における最終的な意思決定の権限及び責任の所在

### 鰐淵洋子君（公明）

- （1） 私立学校法の一部を改正する法律案について
  - ア 私立学校の意義と果たす役割
  - イ 本法律案の趣旨
  - ウ 本法律案提出までの経緯と検討過程における議論の概要
  - エ 学校法人ガバナンス改革会議の報告で示された評議員会を最高意思決定機関とする案が採用されなかった理由
  - オ 評議員会の権限強化により、私立学校の建学の精神が損なわれる懸念の有無
  - カ 今回の法改正による学校法人の不祥事防止への効果
  - キ 改正法施行までの期間における制度改正の趣旨及び内容の周知の方策
  - ク 私立学校の教育及び研究の質の向上のための学校法人運営における各機関の協働の重要性
- （2） 私立学校振興について
  - ア 令和4年度第2次補正予算に計上された大学及び高専の機能強化のための約3,000億円の基金が私立大学改革の後押しになるのではないかとの意見に対する永岡文部科学大臣の見解
  - イ 学生保護の観点から経営悪化傾向にある学校法人に対する経営指導を行う必要性及び今後の文部科学省の取組

### 柚木道義君（立憲）

- （1） 学校におけるマスクの着用について
  - ア 文部科学省が通知する新年度以降のマスク着用の考え方の内容

- イ マスク着用の考え方について教育委員会や学校等に通知する時期
  - ウ 給食時のマスクの着用に関して通知される内容
  - エ 通知発出以降の卒業式や合唱におけるマスクの着用の有無についての確認
  - オ 新年度以降でマスクの着用が推奨される学校での活動場面
- (2) 築文部科学副大臣の発言について
- ア 過去のLGBTに関する発言の事実についての確認
  - イ 築文部科学副大臣のLGBT理解増進に対する認識
  - ウ 永岡文部科学大臣が築文部科学副大臣にイについて確認する必要性
- (3) 私立学校法改正案について、大臣所轄学校法人における中長期計画や役員報酬の基準を重要な寄附行為の変更として評議員会の決議を要するものとする必要性

#### 荒井優君（立憲）

- (1) 我が国の大学進学率についての永岡文部科学大臣の評価
- (2) 私立学校の重要性についての永岡文部科学大臣の見解
- (3) 私立学校法の改正によるガバナンスの改善効果
- (4) 教育未来創造会議の第一次提言における修学支援制度の対象となる大学等の機関要件の厳格化に対する文部科学省の対応
- (5) 私立学校の振興の重要性に対する永岡文部科学大臣の認識

#### 森山浩行君（立憲）

私立学校法の一部を改正する法律案について

- ア 学校法人のガバナンスに関する有識者会議、学校法人ガバナンス改革会議、学校法人制度改革特別委員会の三つの会議体の提言が一つの法改正につながった経緯、各会議の性格及び検討の状況
- イ 評議員会の位置付け
- ウ 理事選任機関を法に位置付ける理由
- エ 評議員の職員枠を3分の1までとしている理由
- オ 大学の自治が確保されることの確認
- カ 理事会と評議員会の年間最低開催日数
- キ 私立学校のガバナンスが公益法人よりも緩いものになった印象があるとの意見に対する永岡文部科学大臣の所見
- ク 理事長職の常在化及び在任期間についての文部科学省の所見
- ケ 評議員会の決議事項、意見聴取事項の内容
- コ 重要な資産の処分を行う場合に理事会が評議員会の反対意見に従わないことの可否
- サ 学校法人の売却を評議員会の決議事項とすることの可否
- シ 社会福祉法人、NPO法人、株式会社等のガバナンス制度と私立学校のガバナンス制度の差異を縮小する取組の有無
- ス 法改正後のガバナンス制度と公益法人のガバナンス制度の差異
- セ 大臣所轄法人と知事所轄法人におけるガバナンス制度の差異
- ソ 理事長の暴走的な行為の抑止に対する本法改正の有効性

#### 早坂敦君（維新）

- (1) 経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）2019において学校法人のガバナンス改革が求められた背景

- (2) 過去10年における入試不正や不適切経理、刑事事件などの不祥事による私学助成金の減額、不交付処分を受けた大学、短大運営法人の延べ数
- (3) 私立学校法の一部を改正する法律案について
  - ア 令和元年改正の附則で施行5年後の検討が規定されていたにも関わらず前回改正から5年経過する前に本改正案が提出された理由及び文部科学省の見解
  - イ 評議員会の意見聴取が義務付けられた重要な理事会の意思決定の意味及び意見聴取において意見に強制力がないことについての文部科学省の見解
  - ウ 学校法人ガバナンス改革会議報告書について
    - a 理事及び職員の地位にあった者は5年経過後は評議員に就任することができることについての文部科学省の見解
    - b 評議員は執行権限がなく管理者としての注意を払う責任を負うため私学関係者による批判は当たらないとする考えについての文部科学省の見解
  - エ 過去2回の骨太の方針に盛り込まれた学校法人の抜本的ガバナンス改革に至っていないことから再度盛り込む必要があるとの意見に対する永岡文部科学大臣の見解
  - オ ガバナンス制度について私立学校全体が危機感を持つ必要性
  - カ 私立大学改革の方向性